

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例</p>	<p>常任委員会の所管事項の変更に伴い、厚生委員会及び経済労働委員会の委員の定数を改めるため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 常任委員会の委員の定数の変更 常任委員会の所管事項の変更に伴い、次の常任委員会の委員の定数について、改正を行う。</p> <p>厚生委員会 9名 → 8名</p> <p>経済労働委員会 8名 → 9名</p> <p style="text-align: right;">(第3条関係)</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>